

会計管理者の権限に属する事務に関する決裁規程

平成19年4月2日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 会計管理者の権限に属する事務の決裁については、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、会計管理者又は専決することができる者が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって決裁することをいう。

(会計管理者の決裁事項)

第3条 会計管理者の決裁する事項は、2,000万円以上の経費（給料及び職員手当等を除く。）に係る支出負担行為の確認に関することとする。

(専決事項)

第4条 マネージャーの専決することができる事項は、前条の規定により会計管理者の決裁する事項以外の事項とする。

(専決の制限)

第5条 専決することができる者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について上司が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第6条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 会計管理者の決裁する事項に係る事案について、会計管理者が不在のときは、マネージャーがこれを代決することができる。

2 マネージャーが専決することができる事項に係る事案について、マネージャーが不

在のときは、人材開発グループの主幹がこれを代決することができる。

(代決の制限)

第8条 第5条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(代決の報告)

第9条 代決した者は、当該代決した事案について、会計管理者又は専決することができる者に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

(合議の決定)

第10条 前2条の規定は、合議を受けた場合の決定について準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日会計管理者訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。